



三重県公報

平成30年3月6日(火)

号外

目次

| (番号) | (題名) | (担当) | (頁) |
|------|---------|--------|-----|
| | 監査委員公表 | | |
| 2 | 監査結果の公表 | (監査委員) | 1 |

監査委員公表

監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成29年11月20日から平成30年2月16日までに実施しました財政的援助団体等監査について、同年3月5日に県議会議長及び知事に提出した監査結果報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成30年3月6日

| | | |
|---------|----|----|
| 三重県監査委員 | 山口 | 和夫 |
| 三重県監査委員 | 村林 | 聡 |
| 三重県監査委員 | 小島 | 智子 |
| 三重県監査委員 | 内田 | 典夫 |

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等監査

2 監査の対象・範囲等

(1) 監査対象の種類及び監査範囲

財政的援助団体等における出納その他の事務の執行状況を基本とし、出資団体においては、経営状況等も併せて監査した。

(2) 監査対象年度

原則として平成28年度を主体とした。

(3) 監査実施団体及び実施期間

監査対象団体選定基準に基づき、25団体（内訳は5別表「監査実施団体一覧」参照）を選定のうえ、平成29年11月20日から平成30年2月16日まで監査を実施した。

| 種 別 | 財政的援助等の内容 | 監査実施 団体数 | 監査対象 団体数 |
|----------|-------------------------------|-------------|-------------|
| 出資団体 | 県が団体の基本財産、資本金等の1/4以上を出資しているもの | 6 | 28 |
| 公の施設管理団体 | 県が公の施設の管理を行わせているもの（指定管理者） | 4 | 28 |
| 補助金等交付団体 | 県が補助金、交付金及び貸付金等の財政的援助を行っているもの | 15 | 241 |
| 計 | | 25 | 297 |

(注) 1 監査実施団体数は、実団体数である。例えば、出資団体が公の施設管理団体と重複する場合は、上段の出資団体の団体数として整理している。

2 補助金等交付団体の監査対象団体数241については、1事業1,000万円以上の補助金、負担金、交付金を助成した団体及び1事業2,000万円以上を貸し付けた団体の合計である。

3 監査の実施方法

監査実施25団体のうち、実地監査10団体、書面監査15団体を次の方法により実施した。

- (1) 実地監査は、監査委員が団体に出向き、監査委員事務局職員の予備監査の結果をふまえ、団体から提出された監査資料等に基づき、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。
- (2) 書面監査は、監査委員事務局職員の予備監査の結果をふまえ、監査委員がその内容を確認するなどの方法により実施した。

4 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

(1) 出資団体

- ・出資の目的に沿って事業が運営されているか。
- ・会計事務及び財産の管理は、適正に行われているか。
- ・事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表に表示されているか。
- ・団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。

(2) 公の施設管理団体

- ・施設の管理は、基本協定書に沿って適正に行われているか。
- ・料金収入や費用支出等の会計事務は、適正に行われているか。
- ・基本協定書の成果目標は、達成されているか。
- ・団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。

(3) 補助金等交付団体

- ・補助事業等の執行に係る会計事務は、適正に行われているか。
- ・補助事業の遂行状況、実績の確認等、県との事務手続は適正に行われているか。
- ・補助金等の額は、適正に算定されているか。
- ・補助等の目的に沿って事業が実施されており、効果をあげているか。
- ・補助金等は、対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助金等により取得した財産は、適正に管理されているか。
- ・団体に対する所管部局の指導監督は、適切に行われているか。

5 別表 [監査実施団体一覧]

出資団体

| No | 団 体 名 | 所在地 | 所管部局 | 監査実施年月日 | 監査実施方法 |
|----|----------------------|-----|-------|------------|--------|
| 1 | 公益財団法人三重県動物管理事務所 | 津市 | 健康福祉部 | 平成30年1月30日 | 実地 |
| 2 | 公益財団法人三重県立美術館協力会 | 津市 | 環境生活部 | 平成30年2月16日 | 書面 |
| 3 | 公益財団法人三重県文化振興事業団 | 津市 | 環境生活部 | 平成30年1月30日 | 実地 |
| 4 | 公益財団法人三重県農林水産支援センター | 松阪市 | 農林水産部 | 平成30年1月26日 | 実地 |
| 5 | 公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会 | 津市 | 農林水産部 | 平成30年2月16日 | 書面 |
| 6 | 株式会社三重データクラフト | 津市 | 雇用経済部 | 平成30年1月29日 | 実地 |

公の施設管理団体 (出資団体との重複1団体)

| No | 団 体 名 (施 設 名) | 所在地 | 所管部局 | 監査実施年月日 | 監査実施方法 |
|------------|--|------------------|-------|------------|--------|
| 1 | 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連 合会 (三重県母子・父子福祉センター) | 津市 | 健康福祉部 | 平成30年2月16日 | 書面 |
| 2 | アクティオ株式会社 (三重県環境学習情報センター) | 東京都目黒区 (四日市市) | 環境生活部 | 平成30年1月26日 | 実地 |
| 3 | 一般財団法人三重県交通安全協会 (三重県交通安全研修センター) | 津市 | 環境生活部 | 平成30年2月16日 | 書面 |
| 4 | 特定非営利活動法人三重県自然環境 保全センター (三重県上野森林公園) | 桑名市 (伊賀市) | 農林水産部 | 平成30年2月16日 | 書面 |
| 【5】 | 【公益財団法人三重県文化振興事業団】 (三重県総合文化センター) | 津市 | 環境生活部 | 平成30年1月30日 | 実地 |

(注) 【 】は、出資団体との重複団体である。

補助金等交付団体（出資団体との重複2団体）

| No | 団 体 名 (補 助 対 象 名) | 所在地 | 所管部局 | 監査実施年月日 | 監査実施方法 |
|------|-----------------------------------|--------------|----------------|------------|--------|
| 1 | 社会福祉法人真心の会 (特別養護老人ホームビビアン) | 志摩市 | 健康福祉部 | 平成30年1月29日 | 実地 |
| 2 | 社会福祉法人鈴の音会 (泰山荘) | 松阪市 | 健康福祉部 | 平成30年2月16日 | 書面 |
| 3 | 社会福祉法人よつば会 (ワークセンターよつばの里) | 川越町 | 健康福祉部 | 平成30年1月24日 | 実地 |
| 4 | 公益社団法人四日市医師会 (四日市医師会看護専門学校) | 四日市市 | 健康福祉部 | 平成30年2月16日 | 書面 |
| 5 | 三重県厚生農業協同組合連合会 (松阪中央総合病院他) | 津市 (松阪市他) | 健康福祉部 | 平成30年1月24日 | 実地 |
| 6 | 社会福祉法人みどり自由学園 (児童養護施設みどり自由学園他) | 津市 | 健康福祉部 | 平成30年2月16日 | 書面 |
| 7 | 学校法人藤森学園 (つつじが丘幼稚園) | 名張市 | 健康福祉部 | 平成30年2月16日 | 書面 |
| 8 | 学校法人八木学園 (英心高等学校他) | 伊勢市 | 環境生活部 | 平成30年2月16日 | 書面 |
| 9 | 近畿日本鉄道株式会社 | 大阪市 | 地域連携部 健康福祉部 | 平成30年2月16日 | 書面 |
| 10 | 株式会社椿茶園 | 鈴鹿市 | 農林水産部 | 平成30年2月16日 | 書面 |
| 11 | 大紀森林組合 | 大紀町 | 農林水産部 | 平成30年2月16日 | 書面 |
| 12 | 鳥羽磯部漁業協同組合 | 鳥羽市 | 農林水産部 | 平成30年1月24日 | 実地 |
| 13 | 桑名商工会議所 | 桑名市 | 雇用経済部 | 平成30年2月16日 | 書面 |
| 14 | 明成化学工業株式会社 (津工場) | 京都市 (津市) | 雇用経済部 | 平成30年1月24日 | 実地 |
| 15 | 三重県競技力向上対策本部 | 津市 | 地域連携部 | 平成30年2月16日 | 書面 |
| 【16】 | 【公益財団法人三重県農林水産支援センター】 | 松阪市 | 農林水産部 | 平成30年1月26日 | 実地 |
| 【17】 | 【公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会】 | 津市 | 農林水産部 | 平成30年2月16日 | 書面 |

(注) 【 】は、出資団体との重複団体である。

第2 監査の結果及び意見

1 監査の結果

監査の結果、下記のとおり改善を要する事項のほかは、概ね適正に執行されているものと認められた。

○改善を要する事項

| 項 目 | 事業の執行に関すること | 会計事務等に関すること | | 計 |
|------------|-------------|-------------|----------|------|
| | | | うち補助金等事務 | |
| 団体に関するもの | 4 件 | 31 件 | (2 件) | 35 件 |
| 所管部局に関するもの | 4 件 | 23 件 | (11 件) | 27 件 |

(1) 出資団体

重大な誤りは認められなかったが、中期計画で定めた目標が達成されていないものや、法令に基づく貸借対照表の公告が行われていないものなどの事例が見受けられた。

(2) 公の施設管理団体

基本協定書で定めた成果目標の多くが達成されていないものや、基本協定書に定める項目のほとんどが業務計画書に記載されていないものなどの事例が見受けられた。

(3) 補助金等交付団体

所管部局において、補助金交付額の算定の誤りや、交付決定通知書の送付が当該年度内に行われていないものなどの事例が見受けられた。

2 監査の意見

(1) 総括的意見

改善を要する事項については、所管部局において適切な措置を講じるとともに、団体に対する指導・助言等を行われたい。

特に、指定管理業務に係る基本協定書や補助金交付要領等に基づく手続において、事前にチェックを行えば防止できたと思われる各種書類の提出遅延や記載内容の誤り、交付要領等で必要な事項が定められていないものなどの事案が今回も見受けられた。これらの事案はこれまでも指摘してきたものであり、一定の改善は見られるものの、所管部局においては、他の所管部局における監査結果もふまえて、引き続き、ミスの多い事例の周知徹底やチェック機能の再点検を行うとともに、監査実施団体以外の団体を含め、各所管団体への指導・助言等を徹底されたい。

なお、監査実施団体のなかった部局においても、今回の監査結果をふまえ、類似の事例がないか確認のうえ、適正な事務処理に努められたい。

(2) 主な意見

事業の執行に関すること

- ① 出資団体において、中期計画で定めた目標が達成されていないものがあったので、目標達成に努められたい。

〔 三重県農林水産支援センター 〕

- ② 公の施設の管理団体において、基本協定書で定めた成果目標の多くが達成されていないものがあったので、目標達成に努められたい。

〔 三重県母子寡婦福祉連合会 〕

会計事務等に関すること（補助金等事務を除く）

- ① 出資団体において、法令に基づく貸借対照表の公告が行われていないものがあったので、適正に公告されたい。

〔 三重県動物管理事務所、三重県立美術館協力会、
三重県青果物価格安定基金協会 〕

- ② 公の施設の管理団体において、基本協定書に定める項目のほとんどが業務計画書に記載されていないものや、事業報告書の記載が適切でないものがあったので、適正に処理されたい。

〔 三重県母子寡婦福祉連合会 〕

- ③ 公の施設の管理団体において、個人情報管理のための台帳が未整備のものや、保護責任者等が報告されていないものがあつたので、基本協定書に基づき適正に処理されたい。

〔 三重県母子寡婦福祉連合会、三重県交通安全協会、
三重県自然環境保全センター 〕

- ④ 公の施設の管理団体において、業務計画書や決算書類等が期限内に提出されていないものがあつたので、基本協定書に基づき適正に処理されたい。

〔 三重県母子寡婦福祉連合会、三重県交通安全協会 〕

- ⑤ 公の施設の管理団体から提出された業務計画書や事業報告書の内容を十分に確認することなく受領していたものがあつたので、基本協定書に基づき適正に処理されたい。

〔 健康福祉部 〕

会計事務等に関すること（補助金等事務に限る）

- ① 交付申請書等の確認が不十分であつたため補助金交付額の算定を誤つたものがあつたので、交付要領等に基づく適正な事務処理に努められたい。

〔 健康福祉部 〕

- ② 交付決定通知書の送付が当該年度内に行われていないものがあつたので、適正な事務処理に努められたい。

〔 健康福祉部 〕

- ③ 交付要領等において、補助金の算定方法が明確でないものや、軽微な変更の範囲が定められていないものがあつたので、これらを定めて補助事業者に明示されたい。

〔 健康福祉部 〕

- ④ 三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限や取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないものがあつたので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

〔 農林水産部 〕

(3) 団体別の結果及び意見

団体別の結果及び意見については、次ページ以下のとおりである。

出資団体**【公益財団法人三重県動物管理事務所】**

| 財政的援助等の内容 | |
|-----------|--------------------------------|
| 出資金 | 県出資額：10,000,000円（県出資比率：100.0%） |

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項 目 | 内 容 |
|------|-----------------------|
| 財務諸表 | ア 貸借対照表の公告が行われていなかった。 |

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：健康福祉部 食品安全課）

【公益財団法人三重県立美術館協力会】

| 財政的援助等の内容 | |
|-----------|-------------------------------|
| 出資金 | 県出資額：15,000,000円（県出資比率：36.1%） |

[監査結果及び意見]

- (1) 理事長及び常務理事は、各事業年度最低2回は各理事会で自己の職務の執行状況を報告しなければならないが、報告されていなかったため、今後は定款の規定に従い、適正に報告されたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 |
|------|---|
| 財務諸表 | ア 貸借対照表の公告が行われていなかった。 イ 「財務諸表に対する注記」において、継続事業の前提に関する事項でない内容が記載されていた。 |

(注) 「財務諸表に対する注記」とは、公益法人会計基準の運用指針において定められた様式の中で、公益法人の財産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載するものである。

[所管部局に対する意見]

- (1) 理事会における理事長及び常務理事の報告について、定款に従って適正に行われるよう、指導・助言等を行われたい。
(所管課名：環境生活部 文化振興課)
- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。
(所管課名：環境生活部 文化振興課)

【公益財団法人三重県文化振興事業団】

| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | |
|-------------------|--|
| 出資金 | 県出資額：2,000,000,000円（県出資比率：100.0%） |
| 公の施設 管 理 | 施設名：三重県総合文化センター ----- 平成28年度指定管理料：808,840,000円 |

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項 目 | 内 容 |
|------|---|
| 規定整備 | ア 自動販売機の設置にあたり、基本協定書に定める一般競争入札に関する規定が、会計規則に定められていなかった。 イ 手持現金に係る規定が整備されていなかった。 |
| 利用料金 | ウ ホームページに掲載された利用料金表に誤りがあった。 |

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：環境生活部 文化振興課）

【公益財団法人三重県農林水産支援センター】

| 財政的援助等の内容 | |
|-----------|---|
| 出資金 | 県出資額：1,749,000,000円（県出資比率：79.5%） |
| 補助金 | ①就農支援資金償還免除事業費補助金：1,537,500円 就農支援資金（研修資金）を借りて本県に就農した者の償還を免除するために要する経費を補助する。 （補助率 1人当たり1,800千円以内、1/2以内） |
| | ②農地中間管理機構事業費補助金：71,903,000円 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて実施する農地中間管理事業等の業務に要する経費を補助する。（補助率 10/10以内） |
| | ③公益財団法人三重県農林水産支援センター業務推進事業費補助金：14,684,000円 公益財団法人三重県農林水産支援センターの経営体質を強化し、円滑な業務の実施及び推進体制の強化を図るための業務推進活動に要する経費を補助する。（補助率 10/10以内） |
| | ④林業担い手育成確保事業費補助金：1,190,815円 中核的林業作業者の育成研修に要する経費を補助する。（補助率 10/10以内） |
| 貸付金 | ⑤就農支援資金貸付金：48,148,607円（平成28年度末貸付残高） 認定就農者に対する就農研修資金及び就農準備資金の貸付に要する原資を貸し付ける。 |

〔監査結果及び意見〕

- (1) 第3期中期計画（平成27～30年度）において、農地中間管理事業における農地の担い手集積面積など3項目の数値目標を定めているが、いずれも達成されていなかった。
事業の周知や関係機関との連携を強化することなどにより、目標の達成に努められたい。
- (2) 団体の基本財産は、評議員会が決議した財産をもって構成されることになっているが、評議員会の決議を確認できなかったため、定款で定めるなどにより明確にすることを検討されたい。
- (3) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 |
|--------|------------------|
| 補助金等事務 | ア 貸付金の収入未済があった。⑤ |

[所管部局に対する意見]

- (1) 第3期中期計画における数値目標がいずれも達成されていなかったため、事業の周知や関係機関との連携を強化することなどにより、団体が目標を達成できるよう、指導・助言等を行われたい。

(所管課名：農林水産部 担い手支援課)

- (2) 団体の基本財産について、定款で定めるなどにより明確にすることが検討されるよう、指導・助言等を行われたい。

(所管課名：農林水産部 担い手支援課)

- (3) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。⑤

(所管課名：農林水産部 担い手支援課)

- (4) 複数の交付要領等で類似の書類の提出を重複して定めているにもかかわらず、団体に一方の書類の提出を求めているので、提出書類の見直し等を検討されたい。③

(所管課名：農林水産部 担い手支援課)

(注) 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

【公益社団法人三重県青果物価格安定基金協会】

| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | |
|-------------------|--|
| 出資金 | 県出資額：119,000,000円（県出資比率：26.5%） |
| 補助金 | ①特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金：6,749,632円 指定野菜に準ずる野菜（特定野菜）等の価格補填を実施するための基金の造成に要する経費を補助する。（補助率 1/3 以内） |
| | ②果実生産振興対策事業費補助金：168,000円 うんしゅうみかんの需給調整のための計画的な生産出荷対策及び果樹経営の安定対策を実施するための基金の造成に要する経費を補助する。（補助率 1/10 以内） |

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項 目 | 内 容 |
|------|---|
| 財務諸表 | ア 貸借対照表の公告が行われていなかった。 イ 「財務諸表に対する注記」において、有価証券の評価基準及び評価方法が記載されていないものがあった。 |

（注）「財務諸表に対する注記」とは、公益法人会計基準の運用指針において定められた様式のこと、公益法人の財産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載するものである。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：農林水産部 農産園芸課）

【株式会社三重データクラフト】

| 財政的援助等の内容 | |
|-----------|-------------------------------|
| 出資金 | 県出資額：19,500,000円（県出資比率：39.0%） |

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 |
|------|--|
| 財務諸表 | <p>ア 重要性が乏しいと認められない場合のリース料が、利息相当部分（138,748円）とリース債務の元本返済部分（1,343,252円）とに区分して計上されていなかった。</p> <p>イ 重要性が乏しいと認められない場合のリース料のうち、1年以内に支払期限が到来するものが貸借対照表の流動負債に計上されていなかった。</p> |

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：雇用経済部 雇用対策課）

| |
|----------|
| 公の施設管理団体 |
|----------|

【一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会】

| 財政的援助等の内容 | |
|-----------|---|
| 公の施設管理 | 施設名：三重県母子・父子福祉センター ----- 平成 28 年度指定管理料：12,969,720 円 |

[監査結果及び意見]

- (1) 基本協定書の成果目標について、就業支援講習会参加者数や就業実績等、目標を下回っているものがあるので、目標達成に向けて現状を分析のうえ、講習内容の充実や制度の周知を図ることなどにより、目標が達成できるよう努められたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項目 | 内 容 |
|-------------|--|
| 業務計画書 | ア 基本協定書に定める項目のほとんどが業務計画書に記載されていなかった。 イ 基本協定書に定める業務計画書が期限内に提出されていなかった。 |
| 業務報告書・事業報告書 | ウ 基本協定書に定める業務報告書の一部が、期限内に提出されていなかった。 エ 基本協定書に定める事業報告書において、現行指定期間の成果目標でない目標についても記載するなど、不適切な記載があった。 オ 事業報告書と第4四半期業務報告書の提出日が、決裁日よりも遡った日付になっていた。 |
| 個人情報保護 | カ 基本協定書に定める個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。 |

[所管部局に対する意見]

- (1) 成果目標が達成できていない項目について、団体が就業支援講習会参加者数や就業実績等の目標を達成できるよう、指導・助言等を行われたい。
(所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課)
- (2) 団体から提出された業務計画書や事業報告書に不備があるにもかかわらず、内容を十分に確認することなく受領していた。
今後は、適切なチェックを行うとともに、基本協定書に基づく適正な事務処理を行われたい。
(所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課)

- (3) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課)

【アクティオ株式会社】

| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | |
|-------------------|--|
| 公の施設 管 理 | 施設名：三重県環境学習情報センター ----- 平成 28 年度指定管理料:39,890,000 円 |

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項 目 | 内 容 |
|------|--|
| 経理事務 | ア 委託契約の履行確認が記録されていなかった。 イ 疎明資料により履行状況を確認することなく、請求額どおりに委託料を支払っていた。 |

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適切な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：環境生活部 地球温暖化対策課)

【一般財団法人三重県交通安全協会】

| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | |
|-------------------|----------------------------|
| 公の施設 管 理 | 施設名：三重県交通安全研修センター |
| | 平成 28 年度指定管理料：40,025,000 円 |

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項 目 | 内 容 |
|--------|---|
| 個人情報保護 | ア 個人情報保護責任者等について、書面による報告がされていなかった。 イ 基本協定書に定める個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。 |
| 決算書類 | ウ 基本協定書に定める決算書類が期限内に提出されていなかった。 |

[所管部局に対する意見]

(1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：環境生活部 くらし・交通安全課)

(2) 事業報告書の提出期限について、基本協定書には、三重県交通安全研修センター条例よりも遅い期限が定められているので、条例と基本協定書の整合を図られたい。

(所管課名：環境生活部 くらし・交通安全課)

【特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター】

| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | |
|-------------------|--|
| 公の施設 管 理 | 施設名：三重県上野森林公園 ----- 平成 28 年度指定管理料：27,062,000 円 |

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項 目 | 内 容 |
|--------|---|
| 情報公開 | ア 団体が管理する文書の件名について、情報公開実施要領に基づく公表がされていなかった。 |
| 個人情報保護 | イ 基本協定書に定める個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。 |
| 備品管理 | ウ 物品標示票が破損している管理備品があった。 エ 管理備品の定期的な実査及び書面記録が行われていなかった。 |
| 契約手続 | オ 契約に関する見積書を契約締結後に徴取していた。 カ 契約金額と異なる金額で支払手続がなされていた。 |
| 経理事務 | キ 基本協定書に基づく会計伝票が作成されていなかった。 |

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 みどり共生推進課)

補助金等交付団体

【社会福祉法人真心の会（補助対象：特別養護老人ホームビビアン）】

| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | |
|-------------------|--|
| 補助金 | ①老人保健福祉施設整備費補助金：101,250,000円 老人保健福祉施設整備を行う者に対し、施設整備に要する経費を補助する。 (補助率 定額) |
| | ②三重県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金：18,630,000円 地域密着型サービス等整備に要する経費助成事業、介護施設等の施設開設準備に要する経費を補助する。 (補助率 定額) |

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

[付言]

補助事業により増床した施設等が、職員数の不足によりほとんど稼働していなかった。団体においては引き続き人員の確保に努め、所管部局においては適切な指導・助言等を行うことにより、早期の施設等の有効利用に努められたい。①、②
(所管課名：健康福祉部 長寿介護課)

(注) 上記付言の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関するものかを示す。

【社会福祉法人鈴の音会（補助対象：泰山荘）】

| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | |
|-------------------|--------------------------------|
| 補助金 | ①軽費老人ホーム運営費補助金：65,266,000円 |
| | 軽費老人ホームの運営に要する経費を補助する。（補助率 定額） |
| | ②結核健康診断補助金：15,364円 |
| | 定期結核診断に要する経費を補助する。（補助率 2/3） |

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【所管部局に対する意見】

交付要領に定める各種書類の提出期限を独自に設定するなど、交付要領に沿った事務手続がなされていない事案があったので、適正な事務処理に努められたい。②
（所管課名：健康福祉部 薬務感染症対策課）

（注） 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【社会福祉法人よつば会（補助対象：ワークセンターよつばの里）】

| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | |
|-------------------|---|
| 補助金 | 障害者施設整備事業費補助金：27,393,000円 |
| | 障害福祉サービス事業所の施設整備に要する経費を補助する。 （補助率 3/4） |

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【公益社団法人四日市医師会（補助対象：四日市医師会看護専門学校）】

| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | |
|-------------------|--|
| 補助金 | ①三重県看護師等養成所運営費補助金：19,501,000 円 ----- 看護師等養成所の運営に要する経費を補助する。（補助率 定額） |
| | ②在宅医療体制整備推進事業補助金：1,507,000 円 ----- 地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供に係る取組に要する経費を補助する。（補助率 10/10（備品は1/2）） |
| | ③救急医療機関活動補助金：1,904,000 円 ----- 救急搬送患者の受入れ等、救急医療機関として担う活動に要する経費を補助する。（補助率 定額） |
| | ④三重県救急医療情報システム応需促進補助金：359,600 円 ----- 三重県救急医療情報システムに参加し、休日・夜間等時間外に積極的に応需を行うための経費を補助する。（補助率 定額） |

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

[所管部局に対する意見]

- (1) 実績報告書の添付書類のみでは、外部に発注した業務の具体的な内容が確認できなかったため、必要な資料を添付させることなどにより、実績を確認されたい。②

(所管課名：健康福祉部 長寿介護課)

- (2) 交付要領において、交付決定の際には、条件を付けることとなっているが、交付決定通知書に記載されていないので、条件を付し補助事業者に明示されたい。③、④

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

- (3) 補助金の加算方法について、交付要領で明確に定められていないものがあるので、交付要領等で分かりやすく定め、補助事業者に示されたい。④

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

(注) 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【三重県厚生農業協同組合連合会（補助対象：松阪中央総合病院、三重県厚生連看護専門学校）】

| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | |
|-------------------|---|
| 補助金 | ①三重県看護師等養成所運営費補助金：16,129,000円 看護師等養成所の運営に要する経費を補助する。（補助率 定額） |
| | ②がん診療設備整備費補助金：10,800,000円 がん診療施設として必要な医療機器等の購入に要する経費を補助する。（補助率 1/3） |
| | ③がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金：10,000,000円 がん診療連携拠点病院の機能強化に要する経費（診療機器の整備を除く）を補助する。（補助率 定額） |
| | ④がん診療施設整備費補助金：8,516,000円 がん診療施設の新築、増改築に要する経費を補助する。（補助率 0.33） |

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【所管部局に対する意見】

軽微な変更の範囲について交付要綱で定められていないので、交付要綱で明確に規定し、補助事業者に明示されたい。③

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 健康づくり課）

（注） 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【社会福祉法人みどり自由学園（補助対象：児童養護施設みどり自由学園、恵の家、美の家）】

| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | |
|-------------------|---|
| 補助金 | ①児童養護施設等整備費補助金（H27 繰越分）：17,420,000 円 児童養護施設等の整備に要する経費を補助する。（補助率 3/4、5/6） |
| | ②児童養護施設等退所者一時帰省支援事業費補助金：11,000 円 児童養護施設等の退所者が施設等へ帰省した際の宿泊、入所児童との交流等に要する経費を補助する。（補助率 10/10） |
| | ③児童養護施設等ユニット体制強化事業費補助金：2,370,000 円 地域小規模児童養護施設及び乳児院小規模グループケアにおける職員加配等に要する経費を補助する。（補助率 10/10） |
| | ④施設入所児童里親委託推進事業費補助金：2,250,000 円 里親支援専門相談員配置施設における施設入所児童の里親委託推進に要する経費を補助する。（補助率 10/10） |

【監査結果及び意見】

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

| 項 目 | 内 容 |
|--------|---|
| 補助金等事務 | ア 実績報告時に補助対象経費の計上誤りがあった。② イ 実績報告書の添付書類の一部が提出されていなかった。① |

【所管部局に対する意見】

- (1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①、②

（所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課）

- (2) 交付申請書の内容を十分に確認することなく受領し、補助金交付額の算定を誤っていたので、交付要領等に基づく適正な事務処理に努められたい。①

（所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課）

- (3) 交付決定通知書の送付が当該年度内に行われていなかったため、適正な事務処理に努められたい。②、③、④

（所管課名：健康福祉部 子ども・家庭局 子育て支援課）

（注） 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【学校法人藤森学園（補助対象：つつじが丘幼稚園）】

| 財政的援助等の内容 | |
|-----------|--|
| 補助金 | ①私立幼稚園等振興補助金：30,473,000円 私立幼稚園等の運営に要する経常的経費を補助する。（補助率 定額） |
| | ②私立幼稚園等心身障がい児助成事業補助金：392,000円 心身障がい児への特別支援教育に要する経費を補助する。 （補助率 定額） |
| | ③認定こども園等緊急環境整備事業費補助金：137,000円 認定こども園等における幼児教育の質の向上のための環境整備に要する経費を補助する。 （補助率 1/3） |

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【学校法人八木学園（補助対象：英心高等学校、英心専門学校）】

| 財政的援助等の内容 | |
|-----------|---|
| 補助金 | ①私立高等学校等振興補助金：16,972,000円 私立高等学校等の教育に要する経常的経費を補助する。 （補助率 定額） |
| | ②私立専修学校振興補助金：2,436,000円 私立専修学校の教育に要する経常的経費を補助する。 （補助率 定額） |
| | ③私立高等学校等入学金補助金：787,500円 経済的困窮生徒に対する入学金軽減措置に要する経費を補助する。 （補助率 定額） |
| | ④私立高等学校等就学支援金事務費交付金：342,000円 就学支援金の支給事務に要する経費を補助する。（補助率 定額） |

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【近畿日本鉄道株式会社】

| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | |
|-------------------|--|
| 補助金 | ①鉄道施設耐震補強事業費補助金：16,477,000円 緊急輸送道路と交差、又は並行する高架橋等の耐震補強事業に要する経費を補助する。 (補助率 1/6) |
| | ②三重県交通施設バリアフリー化設備モデル整備補助金：52,589,000円 鉄道事業者等が行う駅におけるバリアフリー化設備の整備に要する経費を補助する。 (補助率 1/6) |

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【株式会社椿茶園】

| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | |
|-------------------|---|
| 補助金 | 6次産業化ネットワーク活動整備事業費補助金：11,514,000円 6次産業化に取り組むための加工・販売施設等の整備に要する経費を補助する。 (補助率 3/10以内) |

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【大紀森林組合】

| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | |
|-------------------|--|
| 補助金 | ①造林事業費補助金 H27 繰越分：12,577,760 円 H28 現年分：8,154,724 円 ----- 森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ、計画的に行う搬出間伐等の森林施業や森林作業道の開設等に要する経費を補助する。 (補助率 4/10) |
| | ②林業・木材産業構造改革事業費補助金：21,700,000 円 ----- 用途別の木材の需要に的確に対応できる供給体制の実現のため、事業構想に基づく路面整備、伐倒・搬出に係る事業に要する経費を補助する。 (補助率 定額) |
| | ③森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金：11,750,000 円 ----- 地域の主体性や創意工夫に基づく取組を通じ、地域材の需要拡大と安定供給体制の構築、持続的な林業経営の確立等を図るための事業に要する経費を補助する。 (補助率 1/2) |
| | ④県産材輸出促進事業費補助金 (H27 繰越分)：150,000 円 ----- 輸出用原木の選別や仕分け等に要する経費を補助する。 (補助率 定額) |

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【所管部局に対する意見】

三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。①、②

(所管課名：農林水産部 森林・林業経営課)

(注) 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【鳥羽磯部漁業協同組合】

| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | |
|-------------------|---|
| 補助金 | 強い水産業づくり施設整備事業費補助金（H27 繰越分）： 301,418,000 円 |
| | 産地水産業強化支援、農山漁村活性化プロジェクト支援及び漁港防災対策支援に必要な共同利用施設等の整備に要する経費を補助する。 (補助率 12/20 以内) |

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

[所管部局に対する意見]

三重県補助金等交付規則では、交付申請の取下げ期限を別途定めることになっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

(所管課名：農林水産部 水産基盤整備課)

【桑名商工会議所】

| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | |
|-------------------|---|
| 補助金 | 小規模事業支援費補助金：39,296,424 円 |
| | 小規模事業者の経営改善及び技術改善等の支援に要する経費を補助する。 (補助率 10/10 以内) |

[監査結果及び意見]

概ね適正に処理されていた。

【明成化学工業株式会社（補助対象：津工場）】

| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | |
|-------------------|---|
| 補助金 | 成長産業立地補助金：316,914,000 円 ----- 県内へ立地する成長産業分野の企業に対し、建物、機械設備等の整備に要する経費を補助する。 (補助率 12/100) |

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【三重県競技力向上対策本部】

| 財 政 的 援 助 等 の 内 容 | |
|-------------------|--|
| 負担金 | 三重県競技力向上対策本部負担金：122,605,598 円 ----- 県の競技スポーツ水準の向上を図るために要する経費を負担する。 (交付率 定額) |

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
